四　内閣法の一部改正関係

1　内閣官房に、内閣官房の事務のうちサイバーセキュリティの確保に関するもの等を掌理する内閣サイバー官一人を置くものとすることとした。（第一九条の二第一項及び第二項関係）

2　その他所要の改正を行うものとすることとした。

五　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴い、情報処理の促進に関する法律、国立研究開発法人情報通信研究機構法、内閣府設置法等について、関連する事務の追加等関係規定の整備を行うものとすることとした。（第一条、第三条、第五条～第一一条、第一四条及び第一七条関係）

六　この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるものとすることとした。（附則第二条～第五条関係）

七　この法律は、一部の規定を除き、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行の日から施行するものとすることとした。

◇刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等及び経過措置に関する政令（政令第一九三号）（法務省）

1　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、検察審査会法施行令ほか四二の関係政令について規定の整理等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この政令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行することとした。

◇旅行業法施行令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（国土交通省）

1　総合旅行業務取扱管理者試験に係る手数料の額を一万三、〇〇〇円に、国内旅行業務取扱管理者試験に係る手数料の額を八、〇〇〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第四条第二項関係）

2　この政令は、令和七年六月一日から施行することとした。

法律

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項の次に次のように加える。

六の二　海難審判所長	海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）による海事補佐人の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表中十四の二の項を十四の三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四の四　都道府県知事	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）による危険物取扱者免状又は消防設備士免状の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表十四の項の次に次のように加える。

十四の二　日本公認会計士協会	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）による公認会計士、外国公認会計士又は特定社員の登録に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表十九の二の項中「いう。）」の下に「又は許可（同法第六条の六第一項の許可をいう。）」を加え、同表十九の四の項中「都道府県教育委員会」の下に「又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会」を加え、「による」を「（構造改革特別区域法により読み替えて適用する場合を含む。）による」に改め、同表中十九の七の項を十九の九の項とし、十九の六の項を十九の八の項とし、十九の五の項を十九の七の項とし、十九の四の項の次に次のように加える。

十九の五　農林水産大臣	獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣医師の免許に関する事務であって主務省令で定めるもの
十九の六　国土交通大臣	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による安全統括管理者資格者証又は運航管理者資格者証の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの